

発行登録追補目論見書

平成30年7月

株式会社日本政策投資銀行

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	28－関東141－11										
【提出書類】	発行登録追補書類										
【提出先】	関東財務局長										
【提出日】	平成30年7月6日										
【会社名】	株式会社日本政策投資銀行										
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.										
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 一										
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号										
【電話番号】	03-3244-1820（代表）										
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 峯 好弘										
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号										
【電話番号】	03-3244-1820（代表）										
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 峯 好弘										
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債										
【今回の募集金額】	<table> <tbody> <tr> <td>第94回無担保社債（3年債）</td> <td>20,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>第95回無担保社債（5年債）</td> <td>20,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>第96回無担保社債（10年債）</td> <td>20,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>第97回無担保社債（20年債）</td> <td>10,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70,000,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第94回無担保社債（3年債）	20,000,000,000円	第95回無担保社債（5年債）	20,000,000,000円	第96回無担保社債（10年債）	20,000,000,000円	第97回無担保社債（20年債）	10,000,000,000円	計	70,000,000,000円
第94回無担保社債（3年債）	20,000,000,000円										
第95回無担保社債（5年債）	20,000,000,000円										
第96回無担保社債（10年債）	20,000,000,000円										
第97回無担保社債（20年債）	10,000,000,000円										
計	70,000,000,000円										

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年8月22日
効力発生日	平成28年8月30日
有効期限	平成30年8月29日
発行登録番号	28－関東141
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 800,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
28－関東141－1	平成28年10月12日	60,000,000,000円	—	—
28－関東141－2	平成29年1月12日	60,000,000,000円	—	—
28－関東141－3	平成29年4月7日	80,000,000,000円	—	—
28－関東141－4	平成29年4月19日	10,000,000,000円	—	—
28－関東141－5	平成29年7月7日	60,000,000,000円	—	—
28－関東141－6	平成29年7月28日	10,000,000,000円	—	—
28－関東141－7	平成29年10月6日	75,000,000,000円	—	—
28－関東141－8	平成30年1月12日	65,000,000,000円	—	—
28－関東141－9	平成30年4月6日	90,000,000,000円	—	—
28－関東141－10	平成30年4月18日	15,000,000,000円	—	—
実績合計額（円）		525,000,000,000円 (525,000,700,000円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 275,000,000,000円
(274,999,300,000円)
(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額) に
基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】	5
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	6
4【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	10
5【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	11
6【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	15
7【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】	16
8【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】	20
9【新規発行による手取金の使途】	20
第2【売出要項】	20
第3【第三者割当の場合の特記事項】	20
第二部【公開買付けに関する情報】	21
第1【公開買付けの概要】	21
第2【統合財務情報】	21
第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	21
第三部【参照情報】	21
第1【参照書類】	21
第2【参照書類の補完情報】	21
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	21
第四部【保証会社等の情報】	21
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	22
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	23

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第94回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.001％
利払日	毎年3月20日及び9月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成31年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から平成30年9月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に前半年に満たない利息を支払うときは、前半年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成33年9月17日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成33年9月17日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年7月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年7月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第95回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第96回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第97回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当行はR&IからAAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたりレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当行はJCRからAAAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当行はムーディーズからA1の信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(4) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)

本社債について、当行はS&PからAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

3. 社債の管理

本社債には会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

- (3) 当行が本社債以外の社債及びDBJ法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
 - (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
- 本（注）4. の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）6. に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
 - (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債要項の公示
- 当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 追加発行
- 当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。
10. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
11. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社三菱UFJ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	6,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金17.5銭とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	800	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	500	
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	300	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	200	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	200	
計	—	20,000	—

（2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第95回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.040％
利払日	毎年3月20日及び9月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成31年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から平成30年9月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に前半年に満たない利息を支払うときは、前半年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成35年9月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成35年9月20日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年7月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年7月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第94回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第96回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第97回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当行はR&IからAAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたりレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当行はJCRからAAAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当行はムーディーズからA1の信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(4) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)

本社債について、当行はS&PからAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

3. 社債の管理

本社債には会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

- (3) 当行が本社債以外の社債及びDBJ法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
 - (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
- 本（注）4. の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）6. に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
 - (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債要項の公示
- 当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 追加発行
- 当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。
10. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
11. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社三菱UFJ銀行

4【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	6,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金22.5銭とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	800	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	500	
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	300	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	200	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	200	
計	—	20,000	—

（2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第96回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.195％
利払日	毎年1月12日及び7月12日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成31年1月12日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月12日及び7月12日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 (2) 半ヵ年に満たない利息を支払うときは、半ヵ年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成40年7月12日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成40年7月12日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年7月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年7月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第94回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第95回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第97回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当行はR&IからAAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたりレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当行はJCRからAAAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当行はムーディーズからA1の信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(4) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)

本社債について、当行はS&PからAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

3. 社債の管理

本社債には会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

- (3) 当行が本社債以外の社債及びDBJ法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
 - (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
- 本（注）4. の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）6. に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
 - (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債要項の公示
- 当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 追加発行
- 当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。
10. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
11. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社三菱UFJ銀行

6【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	6,200	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金30.0銭とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,200	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	800	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	600	
計	—	20,000	—

（2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

7【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第97回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.536％
利払日	毎年1月12日及び7月12日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成31年1月12日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月12日及び7月12日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 (2) 半ヵ年に満たない利息を支払うときは、半ヵ年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成50年7月12日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成50年7月12日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年7月6日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年7月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第94回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第95回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第96回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当行はR&IからAAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたりレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当行はJCRからAAAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当行はムーディーズからA1の信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(4) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)

本社債について、当行はS&PからAの信用格付を平成30年7月6日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

3. 社債の管理

本社債には会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

- (3) 当行が本社債以外の社債及びDBJ法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
 - (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
- 本（注）4. の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）6. に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
 - (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債要項の公示
- 当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 追加発行
- 当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。
10. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
11. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社三菱UFJ銀行

8【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,500	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金40.0銭とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
計	—	10,000	—

（2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

9【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
70,000,000,000	190,000,000	69,810,000,000

（注）1. 上記の金額は第94回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第95回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第96回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第97回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の合計額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額69,810,000,000円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途別の内容、金額及び支出予定時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月28日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成30年7月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社日本政策投資銀行本店
（東京都千代田区大手町一丁目9番6号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 株式会社日本政策投資銀行

代表者の役職氏名 代表取締役社長 柳 正憲

- 1 当行は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当行は、本邦において発行登録書の提出日（平成28年8月22日）以前5年間にその募集に係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

第67回無担保社債（平成28年7月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	300億円
第68回無担保社債（平成28年7月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	300億円
第69回無担保社債（平成28年7月19日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	200億円
合計額		800億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成30年3月31日現在、当行、子会社85社（うちDBJアセットマネジメント株式会社等の連結子会社30社、非連結子会社55社）及び関連会社26社（持分法適用関連会社）で構成されております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

当行は、当行設立の根拠である「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号。以下「DBJ法」という。）に基づく業務を行っております。なお、当行の事業の内容については、以下のとおりであります。

○目的 出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。

○業務の範囲 日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、新金融技術を活用した業務を行うとともに、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。

○業務の内容 当行は、長期資金の供給をはじめとする機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っております。具体的には、審査能力や資本力を活かして、シニアローンから、メザニン、エクイティまでシームレスに対応するとともに、アレンジメント、アドバイザー等のサービスも展開しております。

○政府との関係について

(1) 政府関与の縮小と、自主的な経営への移行（DBJ法に設ける主な規定）

・予算統制の廃止

旧DBJは政府関係機関予算（国会議決）の対象でありましたが、当行については対象となっております。

・社債や借入金

通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制であります。当行においては業務の特性に照らして包括認可制となっております。

・投資目的の子会社保有

投資目的の子会社の保有についての規制はありません。ただし、銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社の保有については認可制（銀行法上も金融関連の子会社保有は認可制）となっております。

・その他

当行の事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制となっております。

(2) 預金受入れ等に伴う金融監督上の関与

・DBJ法に基づき、当行の主務大臣は財務大臣及び国土交通大臣（承継資産の一部の管理に限る。）となっておりますが、預金受入れ又は金融債発行の開始には主務大臣である財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要となっております。

・預金受入れ又は金融債発行を開始した場合には、銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣となります。

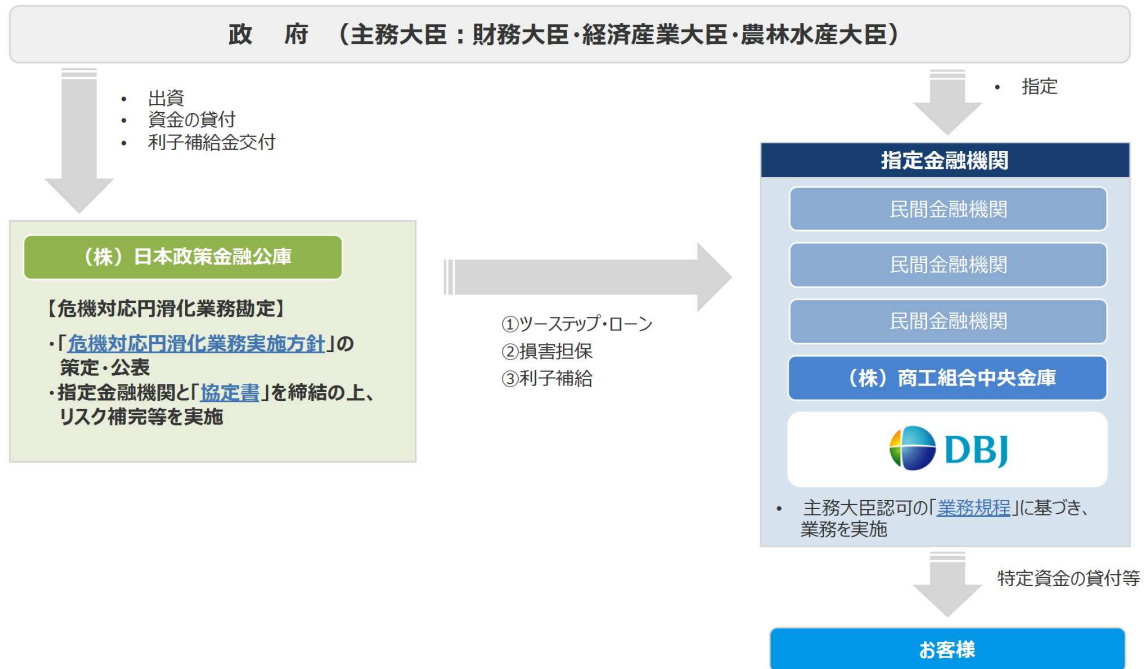
・デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録を行っております。

(3) 資金調達上の措置

長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化への寄与という当行の目的を果たしつつ、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間（当行設立から完全民営化までの間）内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入が措置されております。

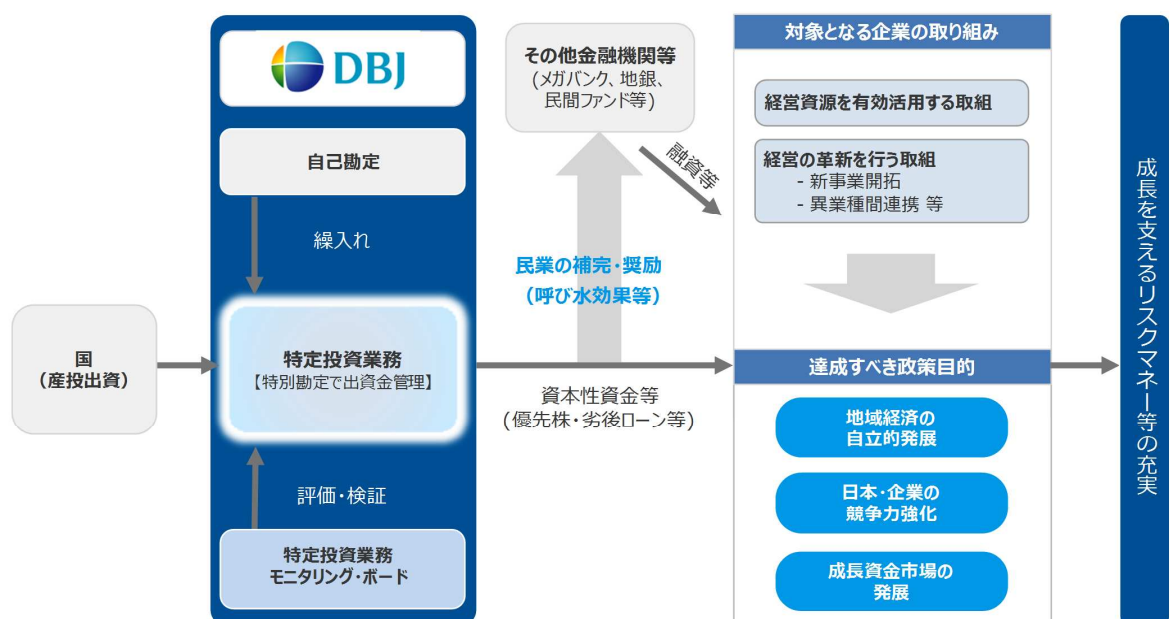
(4) 危機対応業務

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫からの信用供与（①ツーステップ・ローン、②損害担保、③利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。



(5) 特定投資業務

民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資（産投出資）を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施するものです。



○根拠法改正等について

当行は、指定金融機関として危機対応業務を行っておりますが、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に際し、万全の取組を確保するため、政府出資（交付国債の償還による増資を含む。）を通じた当行の財務基盤強化を可能とする「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（以下「DBJ法改正法」という。）が平成21年7月3日に公布・施行されました。

DBJ法改正法により、平成24年3月末までは政府出資が可能とされたことに加え、政府保有株式の処分期限が当行設立後おおむね5～7年後を目途から増資対象期間終了後おおむね5～7年後を目途として行うこととされました。

その後、「東日本大震災」に係る危機対応業務への取組に伴い、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）によりDBJ法の読替え・改正が実施され、当行による危機対応業務の円滑な実施を確保するための政府出資の可能期限等がそれぞれ平成24年3月末から平成27年3月末まで延長されました。

政府保有株式の処分期限についても、従来の「平成24年4月からおおむね5～7年後を目途」から、「平成27年4月からおおむね5～7年後を目途」まで延期されました。

また、政府による、当行の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずる期限が、平成23年度末から平成26年度末に延期され、それまでの間においては、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとされました。

さらに、このような根拠法改正の経緯や、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」（平成26年10月8日第1回開催、同年11月14日第6回開催（中間とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）が平成27年5月20日に公布・施行されております。平成27年改正法においては、当行の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、以下のとおり、所要の措置が講じられております。

(1) 危機対応業務

当分の間、当行による危機対応業務を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等を実施。

(2) 特定投資業務

当行は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（「特定投資業務」）を集中的に実施し、平成37年度末までに当該業務を完了するよう努めることとし、政府は、このために必要な出資等を実施。

なお、特定投資業務については、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とすることとされている。

(3) 政府による株式の保有等

上記の各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、①危機対応業務に対応して、当分の間、発行済株式の3分の1を超える株式、②特定投資業務に対応して、当行が特定投資業務を完了するまでの間、発行済株式の2分の1以上の株式の保有を義務付ける。

(4) 適正な競争関係の確保

当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

特に、特定投資業務の遂行に当たっては、金融機関をはじめとする関係者により一層の円滑な対話を進める。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 主要な経営指標等の推移（連結）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)	(自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日)
連結経常収益	百万円	361,610	339,043	358,606	285,476	291,792
連結経常利益	百万円	165,777	153,041	185,156	122,531	127,156
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	124,303	92,758	128,952	87,639	91,938
連結包括利益	百万円	126,332	150,843	98,259	74,721	94,590
連結純資産額	百万円	2,627,714	2,747,274	2,884,200	2,986,284	3,110,120
連結総資産額	百万円	16,310,711	16,360,608	15,907,180	16,570,496	16,952,230
1株当たり純資産額	円	59,994.26	62,635.39	59,766.95	60,791.95	62,437.40
1株当たり当期純利益金額	円	2,848.87	2,125.91	2,948.33	1,994.88	2,092.38
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	16.05	16.70	18.10	17.95	18.27
連結自己資本利益率	%	4.83	3.47	4.60	2.99	3.03
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	344,986	122,078	139,954	503,323	110,839
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△214,004	△69,676	2,065	36,416	△134,274
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△36,339	△33,402	42,565	27,116	29,242
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	219,805	239,272	423,032	989,724	995,027
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,391 [161]	1,407 [159]	1,435 [135]	1,546 [143]	1,631 [123]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。

(2) 当行の主要な経営指標等の推移

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益	百万円	340,802	328,664	344,910	269,738	267,057
経常利益	百万円	154,741	148,322	174,668	113,814	120,341
当期純利益	百万円	123,240	90,080	117,865	80,163	89,935
資本金	百万円	1,206,953	1,206,953	1,000,424	1,000,424	1,000,424
発行済株式総数	千株	43,632	43,632	43,632	43,632	43,632
純資産額	百万円	2,610,081	2,719,404	2,850,042	2,939,340	3,059,681
総資産額	百万円	16,247,962	16,283,399	15,808,999	16,422,568	16,740,690
預金残高	百万円	—	—	—	—	—
貸出金残高	百万円	13,963,046	13,409,078	13,119,393	13,210,171	12,874,274
有価証券残高	百万円	1,592,461	1,848,890	1,828,773	1,789,322	1,905,546
1株当たり純資産額	円	59,819.86	62,325.41	59,089.25	59,976.23	61,573.63
1株当たり配当額	円	706	516	671	452	507
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	円	2,824.51	2,064.53	2,694.25	1,823.55	2,046.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	16.06	16.70	18.03	17.90	18.28
自己資本利益率	%	4.99	3.51	4.39	2.81	3.10
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	25.00	24.99	24.97	24.97	24.95
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,189 [108]	1,184 [104]	1,187 [94]	1,192 [82]	1,182 [72]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、上表の純資産額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を純資産額としております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、上表の当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を当期純利益としております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。